

# 複写申込書（郵送用）

年 月 日

深谷市立図書館長 あて

下記の事項を了承のうえ、資料の複写を申し込みます。

## 記

1 公表された著作物の複写は、調査研究の目的で使用するなど、著作権法第31条の制限の範囲内で行うものです。

(1) 複写できる資料は、深谷市立図書館所蔵のもの及び貸出館が複写を許可した借受資料に限られます。

(2) 各著作物について、その1部分を1人が1部だけ複写できます。1著作全部にわたる複写はできません。

**※深谷市立図書館では、最新号の雑誌、新聞の複写はできません。**

2 複写物使用により著作権上の問題が生じた場合は、申込者の責任とします。

3 資料により、保存又は形態上等の理由により複写できない場合もあります。

資料（図書、新聞、雑誌等）名	複写箇所・ページ
	～
	～
	～
	～
	～
複写料金は、1枚10円です。	合計 枚

以下の部分をご記入ください。

氏名：	電話： — —
住所：〒	
【支払い方法について】 図書館より、複写に係る費用を連絡します。コピー代（現金）と郵送料（切手）を現金書留で、指定の宛先に郵送ください。入金確認後、発送します。	

受付者	複写後確認者